

第百八十三回国会
衆議院
文部科学委員会
議 録 第 五 号

平成二十五年五月十日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 松野 博一君

理事 木原 稔君

理事 永岡 桂子君

理事 馳 浩君

理事 笠 浩史君

理事 浮島 智子君

理事 青山 周平君

理事 神山 佐市君

理事 木内 均君

理事 小林 茂樹君

理事 新開 裕司君

理事 丹羽 秀樹君

理事 比嘉奈津美君

理事 宮川 典子君

理事 郡 和子君

理事 遠藤 敬君

理事 田沼 隆志君

理事 青柳陽一郎君

理事 宮本 岳志君

理事 吉川 元君

中根 一幸君

萩生田光一君

山本ともひろ君

鈴木 望君

池田 佳隆君

菅野さちこ君

工藤 彰三君

桜井 宏君

中山 展宏君

野中 厚君

宮内 秀樹君

義家 弘介君

松本 剛明君

椎木 保君

中野 洋昌君

井出 庸生君

青木 愛君

下村 博文君

福井 昭君

丹羽 秀樹君

義家 弘介君

久留 正敏君

委員の異動

五月十日

辞任

小此木八郎君

補欠選任

中山 展宏君

同日

第一類第六号

文部科学委員会議録第五号

平成二十五年五月十日

辞任

中山 展宏君

補欠選任

小此木八郎君

同日

理事馳浩君同日理事辞任につき、その補欠とし

て永岡桂子君が理事に当選した。

五月八日

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争につい

ての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介

手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法

律案(内閣提出第六八号)

四月二十三日

教育費負担の公私間格差をなくし、行き届いた

教育を求める私学助成に関する請願(うえの賢

一郎君紹介)(第四七一号)

同(武村展英君紹介)(第四七二号)

同(三日大造君紹介)(第四七八号)

教育予算増額、教育費無償化、父母負担軽減、

教育条件改善に関する請願(佐々木憲昭君紹介)

(第四七三号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四八九号)

私立幼稚園教育の充実と発展に関する請願(宮

本岳志君紹介)(第四七四号)

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに

行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

(黄川田徹君紹介)(第四七五号)

同(河野正美君紹介)(第四八五号)

同(藤井比早之君紹介)(第五〇六号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第五二二号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第五四四号)

同(上田勇君紹介)(第五四五号)

学校司書の法制化に関する請願(佐々木憲昭君

紹介)(第四八六号)

同(笠井亮君紹介)(第五四六号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第五八一号)

同(笠井亮君紹介)(第五八二号)

同(穀田恵二君紹介)(第五八三号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第五八四号)

同(志位和夫君紹介)(第五八五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第五八六号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第五八七号)

同(宮本岳志君紹介)(第五八八号)

教育予算の増額、教育費の無償化、保護者負担

軽減、教育条件の改善に関する請願(河野正美

君紹介)(第四八七号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第五四七号)

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たち

に行き届いた教育を求めることに関する請願

(佐々木憲昭君紹介)(第五二〇号)

教育費負担の大幅な軽減、安全な学校施設を求

めることに関する請願(笠井亮君紹介)(第五七

八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第五七九号)

同(宮本岳志君紹介)(第五八〇号)

学校に正規の現業職員を必ず配置するよう法制

化を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)

(第五八九号)

同(笠井亮君紹介)(第五九〇号)

同(穀田恵二君紹介)(第五九一号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第五九二号)

同(志位和夫君紹介)(第五九三三三)

同(塩川鉄也君紹介)(第五九四四)

同(高橋千鶴子君紹介)(第五九五五)

同(宮本岳志君紹介)(第五九六六)

東日本大震災の被災地の全ての子どもたちに行

き届いた教育を求めることに関する請願(赤嶺

政賢君紹介)(第五九七号)

同(笠井亮君紹介)(第五九八八)

同(穀田恵二君紹介)(第五九九九)

同(佐々木憲昭君紹介)(第六〇〇号)

同(志位和夫君紹介)(第六〇一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六〇二二)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六〇三三)

同(宮本岳志君紹介)(第六〇四四)

は本委員会に付託された。

四月二十六日

「いじめ」問題の解消に取り組むための条件整備

を求める意見書(前橋市議会)(第一五八九号)

医師不足の解消に不可欠な医学部新設の方針決

定等を求める意見書(埼玉県議会)(第一五九〇

号)

いじめ問題等の対策強化に関する意見書(奈良

県議会)(第一五九一号)

給付制奨学金の実現を求める意見書(東京都足

立区議会)(第一五九二二)

埼玉県立大学に医学部設置を認めることを求め

る意見書(埼玉県飯能市議会)(第一五九三三)

三十五人学級実施見送りの撤回に関する意見書

(千葉県船橋市議会)(第一五九四四)

三十五人以下の学級編制の早期実施を求める意

見書(東京都柏江市議会)(第一五九五五)

少人数学級の推進を求める意見書(札幌市議会)

(第一五九六六)

少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国

庫負担制度二分の一還元を求める意見書(岩手

県紫波町議会)(第一五九七七)

少人数学級の推進のための国庫負担を求める意

見書(滋賀県守山市議会)(第一五九八八)

少人数学級実現のための財政支援を求める意見

書(滋賀県甲賀市議会)(第一五九九九)

少人数学級の実現を求める意見書(滋賀県野洲

市議会)(第一六〇〇〇)

少人数学級の推進を求める意見書(大阪府吹田

市議会)(第一六〇一一)

少人数学級の推進を求める意見書(福岡県大牟田市議会(第一六〇二号))
道徳教育の充実といじめ・体罰の根絶を求める意見書(石川県能美市議会(第一六〇三号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任
東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案(内閣提出第六八号)

○松野委員長 これより会議を開きます。
理事辞任の件についてお諮りいたします。
理事馳浩君から、理事辞任の申し出がありま

す。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松野委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。
ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につき
ましては、先例により、委員長において指名する
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松野委員長 御異議なしと認めます。
それでは、理事に永岡桂子君を指名いたしま

す。

○松野委員長 次に、内閣提出、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。下村文部科学大臣。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○下村国務大臣 このたび、政府から提出いたしました東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により生じた原子力損害の賠償に関する紛争について、文部科学省では、原子力損害賠償紛争審査会において、被害者の方々と東京電力との和解の仲介を実施しております。

現在、その申し立てが多数に上っており、被害者の方々が和解の仲介の途中で損害賠償権の消滅時効期間が経過することを懸念して、その利用をちゅうちょする可能性があります。

この法律案は、和解仲介手続の途中で時効期間が経過した場合でも、最終的に裁判による解決を図ることができるようになることにより、被害者の方々ととって利点のある和解の仲介の活用を促進するものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合において、当該和解の仲介を申し立てた者が、打ち切りの通知を受けた日から一月以内に裁判所に訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申し立てのときに、訴えの提起があったものとみなすこととするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○松野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十七日金曜日午前九時三十分理事会、午前九時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十分散会

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により生じた原子力損害(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七号)第二条第二項に規定する原子力損害をいう。)(の賠償に関する紛争をいう。))について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介(次条において単に「和解の仲介」という。))の手続の利用に係る時効の中断の特例について定めるものとする。

(時効の中断)

第二条 原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合(当該打ち切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。))において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。